

## 第9編 環境保全

## 第9編 環境保全

### 第1章 環境影響評価の手続き

臨海副都心線第二期建設事業の実施にあたり、「東京都環境影響評価条例」に基づき環境影響評価を行った。

条例に基づく環境影響評価の主な手続きは、①評価書案の作成・提出、②関係地域の決定、③評価書案の公示・縦覧、④評価書案に対する都民及び関係区長からの意見書の提出、⑤見解書の作成、⑥見解書の公示・縦覧、⑦見解書に対する都民並びに関係区長からの意見書の提出、⑧都知事からの審査意見書の送付、⑨評価書の作成、⑩評価書の公示・縦覧、⑪事後調査計画書の提出及び工事着手届けの届出、⑫事後調査報告書（工事施工中）、⑬工事完了届の提出、⑭事後調査報告書（工事完了）の提出である。表9-1-1に環境影響評価の主な手続きの経緯を示す。

表9-1-1 環境影響評価の主な手続きの経緯

・平成 7年 1月17日	環境影響評価書案の提出
・平成 7年 3月14日	環境影響評価書案の公示
・平成 7年 3月15日～4月13日	環境影響評価書案の縦覧
・平成 7年 3月20日～24日	環境影響評価書案説明会（4回）
・平成 7年 7月21日	見解書の提出
・平成 7年 8月23日	見解書の公示
・平成 7年 8月24日～9月12日	見解書の縦覧
・平成 7年 8月29日	見解書の説明会（1回）
・平成 7年12月22日	環境影響評価書の提出
・平成 8年 2月 5日	環境影響評価書の公示
・平成 8年 2月 6日～20日	環境影響評価書の縦覧
・平成 8年 2月26日	着工届の提出
・平成10年 2月26日	事後調査報告書（施工中その1）提出
・平成11年 3月16日	事後調査報告書（施工中その2）提出
・平成12年 2月14日	変更届（駅構造及び工法の変更）
・平成12年 3月 9日	事後調査報告書（施工中その3）提出
・平成12年10月19日	変更届（住所及び社長の変更）
・平成12年10月31日	事後調査報告書（施工中その4）提出
・平成12年11月28日	変更届（完成予定年月の変更）
・平成13年 3月27日	事後調査報告書（施工中その5）提出
・平成13年 9月27日	事後調査報告書（施工中その6）提出
・平成14年 3月14日	事後調査報告書（施工中その7）提出
・平成15年 3月26日	事後調査報告書（施工中その8）提出

## 第2章 環境影響評価書

### 第1節 環境影響評価書案の作成手順

環境影響評価書案は、条例の定めに従って図9-2-1-1に示す手順で作成した。

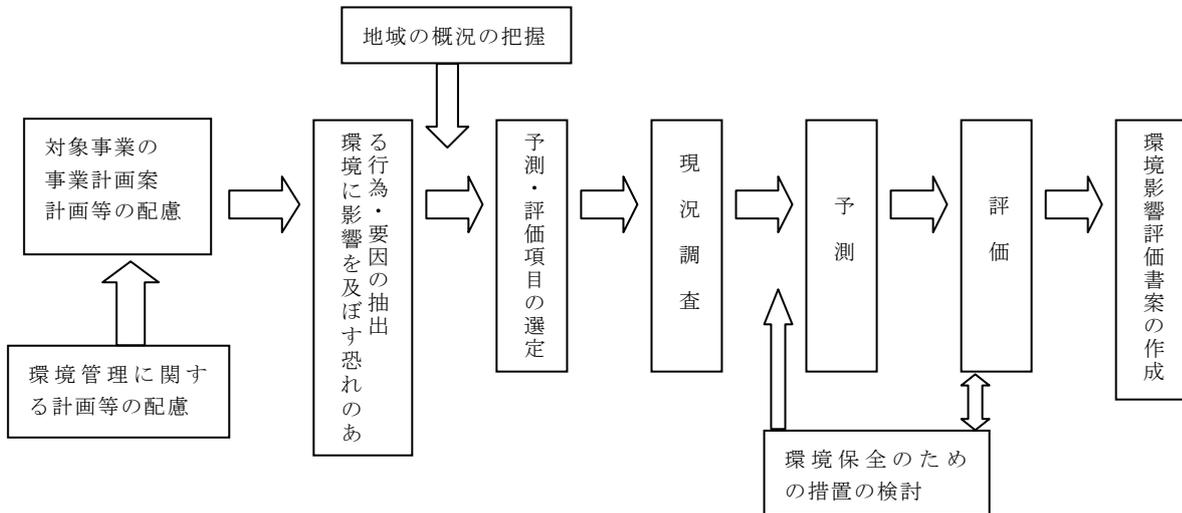


図9-2-1-1 環境影響評価書案の作成手順

### 第2節 予測・評価の項目

予測・評価項目は、対象事業の内容から環境に影響を及ぼす恐れのある行為・要因を工事の施行中及び工事の完了後の段階毎に抽出し、地域の特性も考慮して選定した。

予測・評価項目は、表9-2-2-1に示すとおり、騒音、振動、地盤沈下、地形・地質及び史跡・文化財の5項目とした。また、選定しなかった項目及び理由を表9-2-2-2に示す。

表9-2-2-1 予測・評価項目

区分	行為・要因	予測・評価項目																
		大気汚染	悪臭	騒音	振動	低周波空気振動	水質汚濁	土壌汚染	地盤沈下	地形・地質	植物・動物			日照障害	電波障害	風害	景観	史跡・文化財
											陸上植物	陸上動物	水生生物					
工事の 施工中	施設 の 設 置			○	○				○	○								○
工事の 完了後	列車の 走行			○	○													
	施設 の 存 在								○									

注) ○は予測・評価を行う項目

表 9-2-2-2 予測・評価を選定しなかった項目及びその理由

項 目	理 由
1. 大気汚染	<p>大気質への影響が予想される行為・要因には、工事の施行中において工事用車両の走行に伴う粉じん及び排出ガスの発生、並びに建設機械からの排出ガスの発生が考えられる。また、工事完了後においては、換気施設からの排気があげられる。</p> <p>工事の施行中の粉じんについては、ダンプトラック等による土砂の運搬に際し、シートで覆い、土砂等の落下及び飛散防止に努めるほか、工事区域周辺の清掃及び散水等により環境保全に努める。</p> <p>工事用車両の走行に伴う排出ガスについては、工事用車両台数が計画路線周辺における主な使用予定道路の現況交通量 17,370～48,479 台/日（二輪車は除く）に対し、約 161～333 台/日（増加割合 0.5～1.2%）とわずかである。</p> <p>また、建設機械からの排出されるガスについては、建設機械の稼動が工事区域内に限られること、一定区域内（開削工事区域内等）における稼動台数は、同時稼動となる作業においても 2 台程度と少なく、稼動時間も夜間の 22 時～翌 5 時（7 時間）と比較的短時間であることから、大気質への影響は少ない。</p> <p>さらに、工事の完了後においては、トンネル内の空気を換気施設から排気するが、排出ガスの性状を地下鉄の地下鉄の換気施設の事例を見ると、一般大気質と同程度であり、これまでも問題となっていない。</p>
2. 悪臭	<p>工事の施行中、完了後ともに悪臭が問題となる行為・要因はない。</p>
3. 低周波 空気振動	<p>低周波空気振動の影響が予想される行為・要因には、工事の完了後における換気施設の排風機があげられるが、本事業において予定している換気施設と同形式の類似事例からみて問題はない。</p>
4. 水質汚濁	<p>水質汚濁の影響が予想される行為・要因には、工事の施行中における局所的な地盤補強に用いる薬液注入工法、及び開削工事の施行中に発生する濁水があげられる。</p> <p>地盤の状況により局所的な地盤補強に用いる薬液注入工法を採用する場合には、建設省の「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について（昭和 49 年 7 月 10 日）」及び「東京都薬液注入工法暫定取扱指針（昭和 49 年 7 月）」に従って適切な施工管理を行うため、地下水の水質への影響は生じない。</p> <p>開削工事の施工中に発生する濁水については、地下水の濁水対策として遮水性の高い土留工法（地下連続壁工法、ソイルミキシング壁工法等）を採用し極力抑制するが、発生した場合には沈殿等の方法によって、濁水を下水道法による水質基準以下として公共下水道に放流することから影響は生じない。</p> <p>また、工事の完了後におけるトンネル内に流入する雨水及び湧水は、JR 総武快速線のシールドトンネルにおいてトンネル延長 1 km あたり 1 分間 0.2m<sup>3</sup>程度（出典「シールドトンネルの設計施工指針（案）昭和 58 年 8 月（社）日本鉄道施設協会）」となっており、本事業においても同程度と考えられる。この雨水及び湧水は公共下水道に放流する計画であり、さらに、水質的にも問題ないと考えられることから水質汚濁はほとんど生じない。駅施設からの排水は主に生活排水であり、公共下水道に放流することから水質汚濁は生じない。</p> <p>なお、東京港におけるトンネル工事は、昭和 60 年度に旧京葉貨物線の建設事業として既に工事は完了している。また、京葉運河、目黒川と交差する箇所はシールド工事で施工することから水域へ影響を与えることはない。</p>

5. 土壌汚染	<p>土壌汚染への影響が予想される行為・要因には、工事の施行中における局所的な地盤補強に用いる薬液注入工法及び掘削により発生する建設残土及び埋戻しに用いる土砂があげられる。</p> <p>地盤の状況により局所的な地盤補強に用いる薬液注入工法を採用する場合には、建設省の「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について（昭和 49 年 7 月 10 日）」及び「東京都薬液注入工法暫定取扱指針（昭和 49 年 7 月）」に従って適切な施工管理を行うため、土壌汚染は生じない。</p> <p>また、掘削により発生する残土は、道路敷の地下のものが大部分である。一部、日本たばこ産業及び JR 大井工場等の地下を通過するが、土地利用の経緯（JR 大井工場は主に電車の検査修繕・改造（機械装置、電気機器、全面強化、内装、駆動装置、保安装置の修繕・改造等）を行っている）をみても、土壌汚染の要因となる重金属を扱った地歴をもつものはない。さらに、埋戻しに当たっては、良質な土砂を用いる。</p>	
6. 植物・動物	陸上植物	<p>陸上植物への影響が予想される行為・要因には、工事の施行中の開削、シールド工事による地下水の低下があげられる。開削、シールドいずれの工事も、地下水への影響の少ない遮水性の高い土留工法及びシールド工法等で行う。</p> <p>なお、計画路線上に公園等のまとまった緑地は存在せず、開削工事区間における街路樹等の樹木は、工事中は適切な場所に仮移植し、工事の完了後、同程度に復元するため、工事区間の樹木に影響を与えない。</p>
	陸上動物	<p>陸上動物への影響が予想される行為・要因には、工事の施工及び列車の走行があげられる。しかし、現存の動物は極めて少なく、一般に人為的影響下においてみられる種であると判断できることから問題とならないと考える。</p>
	水生生物	<p>計画路線が水域と交差する箇所は東京港、京浜運河、目黒川があり、東京港におけるトンネル工事は、昭和 60 年度に旧京葉貨物線の建設事業として既に工事は完了している。また、京葉運河、目黒川と交差する箇所はシールド工事で施工することから水域へ影響を与えることはない。</p>
7. 日照障害、電波障害、風害	<p>本事業における施設は大部分が地下構造物であり、地上に設置する構造物は、地下駅の駅出入口、換気施設、第 2 広町トンネル～大崎駅（仮称）間の地平部があげられる。地下駅の駅出入口（高さ約 3m）及び換気施設（高さ約 6m）については小規模であり、周辺の建築物等との一体構造も計画している。地上部における線路施設はほとんどが地平となり、地上駅となる大崎駅（仮称）は、JR 大崎駅の施設を共用する。よって、施設の存在により日照障害、電波障害及び風害が問題となることはない。</p>	
8. 景観	<p>本事業における施設は大部分が地下構造物であり、地上に設置する構造物は、地下駅の駅出入口、換気施設、第 2 広町トンネル～大崎駅（仮称）間の地平部があげられる。地下駅の駅出入口（高さ約 3m）及び換気施設（高さ約 6m）については小規模であり、周辺の建築物等との一体構造も計画している。地上部における線路施設はほとんどが地平となり、地上駅となる大崎駅（仮称）は、JR 大崎駅と施設を共用する。さらに、施設的设计に当たっては、周辺地域の景観との調和のとれたデザインにする等の配慮をするため問題はない。</p>	

### 第 3 節 評価書案に対する意見の概要と事業者の見解

評価書案に対する関係区長（江東区、港区、品川区）からの意見等は 3 件であった。主要意見は、工事用車両の騒音、振動、大気汚染、地盤沈下、周辺への影響、歩行者の安全確保、埋蔵文化財保護等に対するものであり、駅部バリアフリー化、ゴミの削減、建設残土のリサイクル等の環境に対する配慮要請もあった。

主な意見と見解を表 9-2-3-1 に示す。

表 9-2-3-1 意見と事業者の見解

意見	見解
<p>〔大気汚染〕            (1) 工事の施行における工事用車両の増加に伴い、大気汚染の悪化が懸念される。最新規制適合車の使用を図るとともに、車両の集中化を避けるような適切な運行管理を講じられたい。</p>	<p>工事用車両の走行による大気質への影響は少ないものと考えていますが、さらに、環境を保全するために、極力特定自動車排出基準適合車を使用するよう指導するほか、急発進、急停車、停車時のアイドリングの禁止等の運転指導を行うとともに、工事用車両の運行が周辺道路のラッシュ時に集中しないよう配慮する等の適切な運行管理を講じます。</p>
<p>(2) 工事用車両の走行に伴う粉塵の発生については、周辺環境を保全するよう適切な防止措置を講じられたい。</p>	<p>工事用車両の走行に伴う粉塵の発生についてはダンプトラック等による土砂の運搬に対し、シートカバー等による荷台からの土砂の落下及び粉塵の飛散防止に努めるほか、工事区域の出入口周辺の清掃及び散水等の周辺環境を保全するよう適切な防止措置を講じます。</p>
<p>〔騒音・振動〕            工事の施行に使用する建設機械や工事用車両からの騒音・振動については、周辺環境に対する影響を最小とするよう適切な管理を講じられたい。</p>	<p>建設機械の稼動に当たっては、低騒音・低振動の工法の積極的な採用、機械配置の配慮等の措置を講ずるとともに、長時間作業が連続することや複数の作業が並行して行われることにより著しい影響が生じないように十分配慮します。            また、工事用車両の走行に当たっては急発進、急停車、停車時のアイドリングの禁止等の運転指導を行うとともに、工事用車両の運行が周辺道路のラッシュ時に集中しないよう配慮する等の運行管理を講じます。</p>
<p>〔地盤沈下、地形・地質〕            工事の施行に伴う地下水の揚水等により、地盤の沈下・変形を引き起こすことがないよう、採用する工法等に十分配慮されたい。なお、周辺道路に影響が認められる場合は、速やかに適切な対策を講じられたい。</p>	<p>工事の施行に当たっては、現地の地質・地下水等に最も適合した剛性や遮水性の高い工法を選定します。さらに、綿密な施工計画の立案とこれに基づいた慎重な施工を行いますので、周辺道路等に影響を及ぼすような地盤の沈下・変形はほとんど生じないものと考えます。            また、地下水位が高く工事の安全確保のため、やむを得ず補助工法として地下水位低下工法を採用する場合は、安全が確保できる必要最小限の揚水を計画するとともに、施工に当たっては、周辺の地下水位、地盤高、土留の変形等を測定・監視する等の入念な施工管理を行い、周辺へ影響を及ぼさないよう工事に万全を期します。            なお、万一、周辺道路に影響が認められる場合は、道路管理者と調整の上、速やかに適切な対策を講じます。</p>

#### 第4節 環境影響評価書

環境影響評価書は、評価書案について提出された意見等を踏まえ、一部修正して作成した。環境に及ぼす影響の評価の結論を表9-2-4-1に示す。

表9-2-4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 騒音	<p>工事の施行中における建設作業の騒音レベルは76～81dB(A)であり、騒音規制法及び東京都公害防止条例に定める基準以下である。</p> <p>工事の完了後における鉄道騒音レベルは61～72dB(A)であり、評価の指標を下回っている。</p>
2. 振動	<p>工事の施行中における建設作業の振動レベルは53～72dBであり、振動規制法及び東京都公害防止条例に定める基準以下である。</p> <p>工事の完了後における鉄道振動レベルは、地下部では敷地境界において最大でも55dBである。また、地上部では51～66dBであり、ともに評価の指標を下回っている。</p>
3. 地盤沈下及び地形・地質	<p>開削工事区間においては剛性や遮水性の高い土留工法（地下連続壁工法、ソイルミキシング壁工法等）で施工するとともに入念な施工管理を行う。また、シールド工事区間においても密閉式機械化シールド工法（土圧式、泥水式等）で施工し、さらに入念な施工管理を行う。</p> <p>したがって、周辺の建築物等に影響を及ぼすような地下水位の低下に伴う地盤沈下及び土地の安定性の変化（地盤変形）はほとんど生じないものとする。</p> <p>計画路線の位置する被圧地下水の存在する滞水層は、構造物に比べて極めて大きな広がりをもっているため、地下構造物により滞水層が部分的に遮断されても、被圧地下水は構造物の周囲を回り込んで流れる。</p> <p>計画路線周辺に分布する不圧地下水は地表面下約2～4mと比較的上位に存在している。大井町駅（仮称）を除く箱型トンネル周辺においては構造物により影響を受けるような不圧地下水の流れはなく、大井町駅（仮称）周辺においても構造物が小規模であるため不圧地下水への影響はないものとする。また、シールド工事区間においては、土被りが約9～32mと深いいため不圧地下水への影響はないものとする。</p> <p>したがって、本事業による構造物により地下水の流れを遮断することではなく、地下構造物による地下水位の変化はほとんど生じないものとする。</p>
4. 史跡・文化財	<p>計画路線周辺の指定文化財はシールド工事区間に位置し、地表への影響をほとんど及ぼさないことから影響はないものとする。また、周知の埋蔵文化財包蔵地はシールド工事区間に位置し、表層の地形改変は行わないので影響はないものとする。</p> <p>なお、周知されていない埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は、文化財保護法等の規定に基づき関係諸機関と協議し、適切に対処する。</p>

#### 第5節 事後調査

事後調査は、東京都環境影響評価条例第65条により義務付けられ、着工の届け出とともに提出した事後調査計画書（平成8年2月26日）に基づき、環境影響評価書に記載された予測及び評価の項目について工事着手後は事後調査報告書（施工中）を、工事

が完了した時は、工事完了の届け出と事後調査報告書（工事完了）を提出することとなっており、臨海副都心線第二期工事においては、施工中 8 回提出した。

今後、列車走行に伴う騒音・振動の調査を行い、平成 16 年 3 月に工事完了報告書を提出し手続きが終了する予定である。

報告等の経緯を表 9-2-5-1 に示す。

表 9-2-5-1 環境影響評価の手続き一覧

手 続 き 内 容	手 続 き 年 月 日	根 拠 条 例
環境影響評価書の提出	平成 7 年 12 月 22 日	環境影響評価条例第 23 条
着工届の提出	平成 8 年 2 月 26 日	環境影響評価条例第 31 条第 1 項
事後調査報告書 （工事施工中その 1）の提出	平成 10 年 2 月 26 日	環境影響評価条例第 40 条第 1 項
事後調査報告書 （工事施工中その 2）の提出	平成 11 年 3 月 16 日	環境影響評価条例第 40 条第 1 項
変更届の提出 （駅構造及び工法の変更）	平成 12 年 2 月 14 日	環境影響評価条例第 35 条第 1 項
事後調査報告書 （工事施工中その 3）の提出	平成 12 年 3 月 9 日	環境影響評価条例第 40 条第 1 項
変更届の提出 （住所及び社長の変更）	平成 12 年 10 月 19 日	環境影響評価条例第 35 条第 1 項
事後調査報告書 （工事施工中その 4）の提出	平成 12 年 10 月 31 日	環境影響評価条例第 40 条第 1 項
変更届の提出 （完成予定年月の変更）	平成 12 年 11 月 28 日	環境影響評価条例第 35 条第 1 項
事後調査報告書 （工事施工中その 5）の提出	平成 13 年 3 月 27 日	環境影響評価条例第 40 条第 1 項
事後調査報告書 （工事施工中その 6）の提出	平成 13 年 9 月 27 日	環境影響評価条例第 40 条第 1 項
事後調査報告書 （工事施工中その 7）の提出	平成 14 年 3 月 14 日	環境影響評価条例第 40 条第 1 項
事後調査報告書 （工事施工中その 8）の提出	平成 15 年 3 月 26 日	環境影響評価条例第 67 条第 1 項
事後調査報告書 （工事完了後）の提出予定	平成 16 年 3 月 日	環境影響評価条例第 67 条第 1 項

## 1. 調査項目

### (1) 騒音・振動調査

各工事段階における、建設機械の稼働による作業騒音・振動を調査する。また、建設機械の稼働状況及び環境保全のための措置の実施状況を調査する。なお工事完了後、列車走行に伴う列車騒音（地平を列車が走行する区間において近接側軌道中心から 100m の範囲）及び列車振動（路線周辺の 50m の範囲）を測定する。

### (2) 地盤沈下及び地形・地質等

掘削工事による地盤沈下及び土地の安定性の変化の程度（地盤高、地下水位の測定）を調査する。完了後は、地下構造物の築造による地下水位の変化を調査する。

### (3) 一般環境保全調査

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、史跡、文化財、その他（樹木の仮移植・復元）について環境保全のための措置の実施状況及び掘削土処分計画の実施状況（掘削土量、処分方法等）の調査を行う。

### 2. 調査結果

工事施工中の事後調査の結果は、騒音・振動については、一部の機種で予測値を上回る地点も見られたが、全ての地点において、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく指定建設作業に係る基準を下回っていた。地盤沈下については、入念な施工管理の結果、掘削工事に連動した地盤変動量は観測されなかった。地形・地質については、一部の地点で掘削に連動して一時的な地下水位の低下が観測されているが、掘削工事の完了後に覆水する傾向が観測された。史跡・文化財、その他についても特に問題はなく、周辺的环境に及ぼす影響はなかった。調査結果の概要を表 9-2-5-2 に示す。

表 9-2-5-2 調査結果一覧

調査報告	調査範囲	調査結果の概略
事後調査報告書 (工事施工中その 1) 平成 10 年 2 月 26 日	開削工事（準備工） 品川埠頭トンネル・ 天王洲駅・東品川 駅・大井町駅開削部	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音レベルは 76～80db(A) の範囲で東京都公害防止条例基準値(80db(A))以下</li> <li>振動レベルは 49～62db の範囲で東京都公害防止条例基準値(70db)以下</li> </ul>
事後調査報告書 (工事施工中その 2) 平成 11 年 3 月 16 日	開削工事（準備工、 土留工、路面覆工、 掘削支保工）品川埠 頭トンネル・天王洲 駅・東品川駅・大井 町駅開削部	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音レベルは 70～80db(A) の範囲で東京都公害防止条例基準値(80db(A))以下</li> <li>振動レベルは 50～67db の範囲で東京都公害防止条例基準値(70db)以下</li> <li>地盤変位量はいずれの地点でも±3mm 以内、地下水位変動量は-0.62～0.6m であり、地盤変形はほとんど生じていない。</li> <li>品川台場（第一）の発掘調査を行った結果、遺物等資料が見つかったため記録・保存が進められている。</li> </ul>
事後調査報告書 (工事施工中その 3) 平成 12 年 3 月 9 日	開削工事（準備工、 土留工、路面覆工、 掘削支保工、構築 工）品川埠頭トンネ ル・天王洲駅・東品 川駅・大井町駅・第 二広町トンネル開削 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音レベルは 64～79db(A) の範囲で東京都公害防止条例基準値(80db(A))以下</li> <li>振動レベルは 46～55db の範囲で東京都公害防止条例基準値(70db)以下</li> <li>地盤変位量はいずれの地点でも±7mm 以内、地下水位変動量は-6.74～1.6m であり、最大-21.02m を観測したが、一時的なもので、地盤変形はほとんど生じていない。</li> </ul>
事後調査報告書 (工事施工中その 4) 平成 12 年 10 月 31 日	開削工事（準備工、 構築工、埋戻工）品 川埠頭トンネル・天 王洲駅・東品川駅・ 大崎駅開削部	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音レベルは 68～79db(A) の範囲で東京都公害防止条例基準値(80db(A))以下</li> <li>振動レベルは 53～56db の範囲で東京都公害防止条例基準値(70db)以下</li> </ul>
事後調査報告書 (工事施工中その 5) 平成 13 年 3 月 27 日	開削・シールド工事 (基礎杭工、土工、 構築工、) 品川シーサ	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音レベルは 69～80db(A) の範囲で東京都公害防止条例基準値(80db(A))以下</li> <li>振動レベルは 44～61db の範囲で東京都公</li> </ul>

	イド駅・大井町駅開削部、大崎駅地上部、東品川トンネル・東大井トンネルシールド部	害防止条例基準値(70db)以下
事後調査報告書 (工事施工中その6) 平成13年9月27日	列車走行に伴う鉄道振動 東京テレポート～天王洲アイル駅の地下区間(台場・品川埠頭・天王洲トンネル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>列車走行に伴う鉄道振動ピークレベルは30～36dbであり、評価の指標として設定した、人が振動を感じ始めるレベル(55db)を下回っている。</li> <li>地盤変位量はいずれの地点でも9mm以内、地下水位変動量は-8.24～0.9mであり、一部地域で一時的な地下水位低下を観測したが、地盤変形はほとんど生じていない。</li> </ul>
事後調査報告書 (工事施工中その7) 平成14年3月14日	開削工事(路盤工、舗装、埋戻工) 品川埠頭トンネル・天王洲アイル駅開削部、品川シーサイド駅開削部	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音レベルは70～77db(A)の範囲で東京都公害防止条例基準値(80db(A))以下</li> <li>振動レベルは33～56dbの範囲で東京都公害防止条例基準値(70db)以下</li> </ul>
事後調査報告書 (工事施工中その8) 平成15年3月26日	開削工事(路盤工、舗装、埋戻工、) 天王洲アイル駅開削部 品川シーサイド駅開削部 大井町駅開削部	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音レベルは72～78db(A)の範囲で東京都公害防止条例基準値(80db(A))以下</li> <li>振動レベルは33～65dbの範囲で東京都公害防止条例基準値(70db)以下</li> </ul>
事後調査報告書 (工事完了後) 平成16年3月提出予定	列車走行に伴う鉄道振動 東京テレポート～大崎駅の地下区間(品川埠頭トンネル・天王洲アイル駅・東品川トンネル・品川シーサイド駅・東大井トンネル・大井町駅・第一広町トンネル・第二広町トンネル) 列車走行に伴う鉄道騒音 地上部(11k525m付近、11k775m付近)	調査中

なお、表9-2-5-3に事後調査のスケジュールを示す。

表 9-2-5-3 事後調査のスケジュール

項目	年度 四半期	平成8年度				平成9年度				平成10年度				平成11年度				平成12年度				平成13年度				平成14年度				平成15年度														
		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期															
工事工程の概略	開削工事(標準)	着工準備		準備工		土留工		路面覆工		掘削・土留支保工		構築工		開削し及び路面復旧																														
	シールド工事(標準)									準備工				掘進・開等																														
	地上部 施工	軌道敷設																	●一部区間供用開始(東京有明線~天王洲7丁目駅)																									
		大崎駅(仮称)駅ホーム部																					●全線供用開始																					
		大崎駅(仮称)駅連絡通路部																																										
	変電所、付帯施設等																	構築				電気設備・その他																						
騒音・振動	建設作業騒音			●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●																
	建設作業振動			●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●																
	列車走行に伴う騒音・振動																																											
	環境保全のための措置の実施状況			●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●																
地盤沈下、 地形・地質	地盤沈下の状況																																											
	地下水位の変化の程度																																											
	環境保全のための措置の実施状況					●				●				●				●				●																						
史跡・文化財	シールド工事における指定文化財の状況																																											
	開削工事区間における試掘の状況	●																																										
	埋蔵文化財が出土した場合の発掘状況																																											
	環境保全のための措置の実施状況					●				●				●				●				●																						
その他環境保全のための措置の実施状況 (大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、その他)	●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●																	
事後調査報告書の提出予定時期									■ 施行中 その1				■ 施行中 その2				■ 施行中 その3				■ 施行中 その4				■ 施行中 その5				■ 施行中 その6				■ 施行中 その7				■ 施行中 その8				□ 工事の完了後			

凡 例

- : 調査開始時点(工事の施行中:前回までの報告調査実施分)
- ◎ : 調査開始時点(工事の施行中:今回の報告調査実施分)
- : 調査開始時点(報告調査予定分)
- : 継続調査(報告書作成を含む)
- ..... : 報告書作成
- : 提出分
- ◎ : 今回報告分
- : 報告予定